

守秘義務契約書

_____（以下「甲」という）と、株式会社データワークス（以下「乙」という）とは、乙の行う「データ復旧業務」について下記のとおり守秘義務契約を締結します。

第一条（目的）

本契約は甲が、障害メディアのデータ復旧業務を乙に依頼し、乙が本契約に定める条件に従って本業務を実施するにあたり、その守秘義務事項を定めることを目的とします。

第二条（定義）

本契約書において「秘密情報」とは次のものとします。

- (1) 文書によるものだけでなく、口頭によるものを含め、甲が秘密である旨を明示し、甲から乙に開示される個人情報を含み、電子記録媒体に保存された全ての情報。
- (2) データ復旧業務に関連して知り得た甲の全ての情報。
但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報の対象としないものとします。
 - (1) 甲から提供された際、既に乙が所有していたことを立証しうるもの。
 - (2) 甲から提供される以前に既に公知となっていたもの。
 - (3) 甲から提供された後に乙の責によらず公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの。
 - (5) 甲から公開又は開示に係る書面による同意を得たもの。

第三条（守秘義務）

1. 乙は、本契約書に基づく全ての秘密情報を秘密に保持し、本データ復旧業務により、甲から知り得た秘密情報を、業務に関係する限定された従業員以外の第三者に開示又は漏洩致しません。
2. 乙は、秘密情報を甲の文書による承諾なしに複写・複製しないものとします。
3. 乙は、秘密情報を厳重に管理するとともに、甲から返却を求められた場合には、遅滞なく返却することとします。
但し、甲が乙に電子記録媒体の廃棄を希望する場合は、返却はしないものとします。
4. 甲が特別の予防措置を希望した場合は、乙は直ちに当該措置を講ずるものとします。

第四条(有効期間)

本契約は、本契約締結後、甲より提供された電子記録媒体等を受け付けた時点から本目的を完了し、甲に返却した後、第五条のデータ完全消去が完了した時点までとします。

第五条（データの取り扱い）

納品させて頂きました後、7日間は、乙にて甲の復旧データのバックアップを保管することを許可頂くものとします。7日以上経過してからの不具合やクレームについて乙は対応しないものとし、7日経過した時点でデータの完全消去を行います。

第六条（損害賠償）

乙の過失により、甲のデータが漏洩され被害を被った場合、乙がその賠償責任を負うものとします。但し、賠償額の総計はいかなる場合も甲が本サービスのために支払った金額を超えないものとします。

第七条（協議事項）

本契約に定めのない事項が生じた場合または本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決するものとします。

第八条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲：

印

乙：

住 所 〒930-0115 富山県富山市茶屋町 480-6
会 社 名 株式会社データワークス
代表者名 代表取締役 三 辺 晃 印